

入札説明書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の「北海道 PCB 廃棄物処理施設（当初）産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質))処分及び収集・運搬委託業務」に係る入札公告（業務）に基づく一般競争入札手続等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年4月25日
- 2 契約職 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修
- 3 業務概要
 - (1)業務名 北海道 PCB 廃棄物処理施設（当初）産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質))処分及び収集・運搬委託業務
 - (2)業務場所 北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
 - (3)業務内容 北海道PCB処理事業所(当初施設)にて発生する産業廃棄物（汚泥(廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質)）の処分及び収集運搬を委託する。
※詳細は配布する特記仕様書による。
 - (4)業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
 - (5)本業務は、競争参加希望者に競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加申請書」という。）の提出を求め、競争参加資格が確認された者による入札により契約する業務である。

4 競争参加資格

競争参加申請書の提出期限（令和6年5月9日）において、次に掲げる条件を全て満たしている者（以下「有資格者」という。）であること。

(1) 有資格者の条件

- ①入札する品目の処理が可能であること。
- ②最終処分においてゼロエミ（埋立ゼロ）が可能であること。但し、自社においてゼロエミが行えない場合は、産業廃棄物処分業許可証を持つ業者に最終処分を委託出来ること。
- ③予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- ④経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑤営業に関し法律上必要とする資格を有すること。
- ⑥競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- ⑦会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- ⑧令和4・5・6年度に有効な全省庁統一資格（役務の提供等、営業品目「建物管理等各種保守管理もしくはその他」）を有すること。
- ⑨競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間

中でないこと。

- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- ⑪ 北海道内に本支店又は営業所を有すること。
- ⑫ 仕様書に指示された要件等をすべて満たすことができること。

(2)その他

- ① 収集運搬業者は、入札に参加する処分業者が3(3)に示す産業廃棄物の種類を取り扱うことができる事業者を選定するとともに、処分料金と収集運搬料金を合わせて入札し、合計した額で落札者を決定する。
- ② 産業廃棄物の収集運搬業許可証については、処分業者の自治体及びJESCO事業所所在の自治体において3(3)に示す産業廃棄物の種類の取扱いを満たす許可証があることまたは許可証の期限延長もしくは許可条件変更等の申請中であることを示す書面を入札時に提出することを条件とする。
- ③ 収集運搬条件として仕様書に記載した「搬出予定数量及び予定回数」は目安であって保証はしない。
- ④ 入札は処分費と1台あたりの運搬料金を提示して全体の処分料金と収集運搬料金を合計した額で入札し、最低価格提示者をそれぞれの落札者として決定する。
- ⑤ JESCOが発注した業務等の契約において、次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当すると認められる者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者については、その事実があった後2年間を経過しない場合には、競争参加資格を認めないことがある。
 - (イ)契約の履行に当たり故意に業務若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (ロ)公平な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ハ)落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - (ニ)監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者
 - (ホ)正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (ヘ)前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ⑥ ⑤に該当する者を入札代理人として使用する者については競争参加資格を認めないことがある。

5 担当部課

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道 PCB 処理事業所 総務課 竹本 [電子メール takemoto@jesconet.co.jp](mailto:takemoto@jesconet.co.jp)

〒050-0087 北海道室蘭市仲町1 4 番地 7

電話 0143-22-3111

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 競争参加資格確認申請書作成説明会 無。
- (3) 競争参加資格確認申請書の提出
 - ① 提出期間：令和6年4月25日(木)から
令和6年5月9日(木)午後4時まで
土曜・日曜及び祝日を除く
(午後0時から午後1時は除く。以下同じ。)
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：競争参加資格確認申請書の提出は、提出場所へ送付することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない。(送付の場合は書留郵便又は信書扱いの宅配便とし、提出期間末日必着。)
 - ④ 提出部数：1部
- (4) 競争参加資格確認申請書の内容
競争参加資格確認申請書は、様式1により作成すること。
- (5) 競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。
全省庁統一資格の令和4・5・6年度競争参加資格認定通知書の写し及び競争参加資格確認申請書に記載されている資料を提出すること。
- (6) 競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年5月13日(月)に発送する予定である。
- (7) その他
 - ① 競争参加資格確認申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された競争参加資格確認申請書は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出(部分的な再提出を含む。以下同じ。)は認めない。
 - ⑤ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は5に同じ。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和6年5月15日(水)午後3時
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和6年5月16日(木)までに書面により回答するものとする。

8 入札説明書に対する質問及び回答

- (1) 本業務の受注を検討するうえでこの入札説明書の記述内容についての質問がある場合は、次に従い、書面(様式3)により提出すること。
 - ① 提出期間：
[競争参加資格に関するもの]
令和6年4月25日(木)から令和6年5月1日(水)まで
[発注内容に関するもの]
令和6年5月13日(月)から令和6年5月16日(木)まで
 - ② 提出場所：5に同じ。

- ③ 提出方法：書面は持参し、又は送付（FAX及びWebメールでの添付でも可。但し後日正本を提出。）することにより提出するものとする。（送付による場合も、末日の午後4時必着とし、JESCOに着信を確認すること。）
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 閲覧期間：
[競争参加資格に関するもの]
令和6年5月2日(木)から令和6年5月9日(木)まで
[発注内容に関するもの]
令和6年5月17日(金)から令和6年5月21日(火)まで
- ② 閲覧場所：5に同じ。（希望者にはメール又はFAXします）

9 入札書の提出方法

- (1) **提出期限** 令和6年5月22日（水）14時00分
- (2) 提出場所 5に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）（送付の場合は書留郵便又は信書扱いの宅配便とし、配達記録が残る方法に限る。）
- (4) その他 **入札書及び委任状の日付は、入札書の提出期限日（令和6年5月22日）を含むそれ以前の日付を記入すること。**
入札金額については、指定の入札書に処分単価（税抜）と取集運搬単価（税抜）等指定された項目全てを記載すること。
送付用の封筒に、入札用の封筒に封かんした入札書、入札金額内訳書（入札書とは別途の封筒に封かん）、入札者の名刺又は代理人の名刺及び委任状を封入し、件名及び入札書在中の旨明記すること。
開札の結果、落札者がいないときは、再度入札を行う。

10 開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和6年5月23日（木）11時00分
- (2) 場所 上記5に同じ。

11 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された処分単価及び収集・運搬単価を落札単価とし、処分委託料及び収集運搬回数を乗じた総費用の最低金額を入札した者を落札者とする。

12 入札保証金 免除。

13 契約保証金 免除。

14 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、競争参加申請書に虚偽の記載をした者の行った入札並びに「入札（見積）者に対する指示書」において示した条件

等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨確認されたものであっても、開札の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他、4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

1.6 落札者の決定方法

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) (1)において、落札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき、若しくは正当な理由なく協議に応じない等落札者の対応が不誠実と認められる場合は、新たな入札契約手続を行う。

1.7 手続における交渉の有無 無。

1.8 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

1.9 支払条件

完成払いとする。

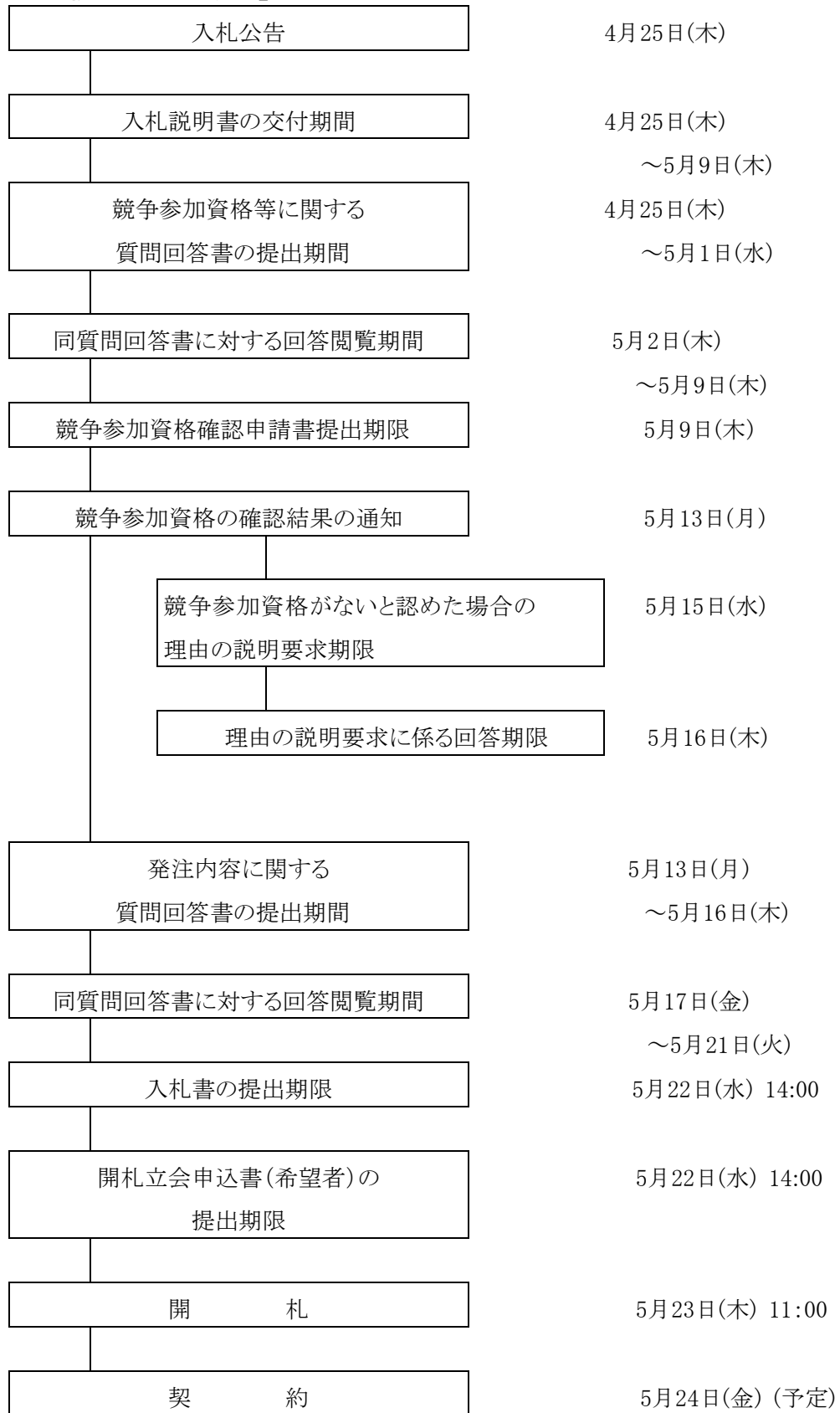
2.0 火災保険等の付保の要否 否。

2.1 関連情報を入手するための照会窓口 5に同じ。

2.2 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊「入札（見積）者に対する指示書」及び別冊「契約書（案）」を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 別添様式等
 - ① 入札（見積）者に対する指示書
 - ② 契約書（案）（廃棄物処理及び収集運搬）
 - ③ 特記仕様書
 - ④ 競争参加資格確認申請書

「発注手続日程（予定）」



※期間については、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除く
毎日、午前10～12時及び午後1～4時

入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する運転廃棄物等処分委託業務委託契約及び運転廃棄物等収集・運搬業務委託契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一 入札執行上の注意事項

第1 入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、現場説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも10分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。
- 3 入札書は別添様式第2号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は、代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
 - ① 代理人により入札する場合は、委任状（様式第1号-1）を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。
 - ② 代理人（様式第1号-2）が復代理人を選任する場合は、復代理人（様式第1号-3）に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。
- 6 入札者は、収集・運搬料金を入札するにあたり、自らが指定する収集・運搬業者（全省庁統一参加資格を有する者に限る。）より入札に関する代理人委任状（様式は自由）を別途取得し、入札執行時に提出すること。
- 7 入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- 8 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札候補者の決定前に、他の入札参加者に対して、入札価格を意図的に開示してはならない。

第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
- 5 郵便又は電報により入札を行った場合（郵便又はファックスによる入札が認められた場合を除く。）
- 6 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
- 7 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 8 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行った場合
- 9 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 10 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 11 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

- 1 開札は、入札終了後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない社員を立ち合わせて行う。
- 2 落札者は、予定価格の制限の範囲内で産業廃棄物処分料金の金額と収集・運搬料金の

金額の合計額が最低の金額をもって入札した者とする。

ただし、落札者となるべき者の価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格の入札者を落札者とする。

- 3 落札者となるべき金額と同額の入札をした者が2者以上あるときは、当該処分料金の入札価格が安価なものを落札者とする。更に当該処分料金も同額の場合は籤により落札者を決定する。
- 4 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。
- 5 前号の再入札の結果、落札者がいないときは、最低金額提示者と見積合せを行う。

第6 見積あわせの場合の準用

- 1 第1から第5に規定する事項（第5第3号を除く。）は、見積の場合に準用する。
- 2 見積の場合は、予定価格の範囲内で見積をした場合のみ、その者を落札予定者とする。

二 契約上の注意事項

第1 契約書等

- 1 落札者は、送付する契約書に、記名押印をし、契約書到着後速やかに（7日以内に）正本1通を返送しなければならない。ただし、承諾をえて場合に限り、この期間を延長することができる。
- 2 契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。
- 3 契約締結後14日以内に内訳書を提出すること。
- 4 業務責任者届は様式第4号により経歴書（様式第4号-1）を添えて、それぞれ提出すること。
- 5 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ下請負の承認を得なければならない。

第2 契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第3 契約代金の支払

- 1 処分業務量に基づき処分業務代金を算出し月末に産業廃棄物管理表（D表）と共に弊

社へ請求書を提出するものとする。

2 代金は、請求書に基づき請求のあった月の翌月末に振込み支払いとする。

三 その他の事項

1 入札者は、入札の際、内訳書を必ず持参すること。

2 入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることにはできない。

(様式第1号-2)

委 任 状

私は、(支社名、所属部課名、氏名)を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 北海道PCB廃棄物処理施設(当初) 産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ貯槽内
エマルジョン状物質))処分及び収集・運搬委託業務

委任事項 一 入札(見積)に関すること。
二 復代理人を選任すること。
三 契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
四 諸願届等に関すること。

住 所

会 社 名

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

印

※委任状の日付は、入札書に記載されている日付を含む以前の日付を記載する事。

(様式第1号-3)

(復代理人用)
委 任 状

私は、(支社名、所属部課名、氏名)を復代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 北海道PCB廃棄物処理施設(当初) 産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ貯槽内
エマルジョン状物質))処分及び収集・運搬委託業務

委任事項 入札(見積)に関すること。

復 代 理 人 印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

代 理 人 印

住 所

会 社 名

※委任状の日付は、入札書に記載されている日付を含む以前の日付を記載する事。

(様式第3号)

入札（見積）書封かん例

(表面)

令和 年 月 日	業務名
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	入札（見積）書
殿	
入札者の名称	
社名等	

(裏面)

印
印
印

(様式第4号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

業務責任者届

業 務 名 北海道PCB廃棄物処理施設(当初) 産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ
貯槽内エマルジョン状物質))処分及び収集・運搬委託業務

上記業務について、(氏 名)を業務責任者として、選任いたし

ますので、本人の経歴書を添えてお届けいたします。

(様式第4号-1)

経 歴 書

氏 名

生 年 月 日

現 住 所

最 終 学 歴

資格及び取得年月日

職 歴

業 務 歴

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏 名 印

(収集・運搬業者から入札者への委任状)

委 任 状

私は、次の処理事業者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

住 所

処理委託

事業者名

代表者名

業 務 名 北海道PCB廃棄物処理施設(当初) 産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ
貯槽内エマルジョン状物質))処分及び収集・運搬委託業務

委任事項 収集運搬料金の入札（見積）に関すること。

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

収集・運搬会社名

代 表 者

印

※該当する収集運搬の場所(搬出・搬入)の地方自治体が発行した「産業物収集運搬業許可証」
の写しを添付すること。

※委任状の日付は、入札書に記載されている日付を含む以前の日付を記載する事。

(様式第9号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

入札（見積）辞退書

業 務 名 北海道PCB廃棄物処理施設(当初) 産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ
貯槽内エマルジョン状物質))処分及び収集・運搬委託業務

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

(様式第10号)

開札立会申込書

業 務 名	北海道PCB廃棄物処理施設(当初) 産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質))処分及び収集・運搬委託業務
開札日時	令和6年5月23日(木) 11時00分
開札場所	北海道室蘭市仲町14番地7 中間貯蔵・環境安全事業(株)北海道PCB処理事業所 当初施設1F事務室
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	TEL 印

※注 郵便等による入札が認められた場合において提出のこと

- ① 入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ② 開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも10分前に集合して下さい。

① 本書面の提出

提出期限 令和6年5月22日(水) 14時

提出場所 北海道室蘭市仲町14番地7

中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所 総務課

FAX 0143-22-3111 電話 0143-22-3001

提出方法 持参、郵送又はFAX

(様式第2号)

入札(見積)書記載要領

1. 産業廃棄物の処分単価と収集運搬単価を記入し、それぞれの費用総額及び合計金額の記入を願います。

(注)1. (A)欄に単価を記入し、(B)欄の予定数量・回数を乗じた金額を(C)欄に記入した上、合計金額を記入すること。

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : 株式会社
所在地 :
処分の方法 : 許可証のとおり
施設の処理能力 : 許可証のとおり

5. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

廃棄物の種類	許可番号	事業場の名称	施設住所(設置場所)	処分方法	処理能力	備考(利用方法等)

6. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名 : _____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 : _____

[産廃]

[特管]

許可都道府県・政令市 : 北海道 許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : 令和 年 月 日 許可の有効期限 : _____

事業の範囲 : 許可証に記載 事業の範囲 : _____

許可の条件 : ***** 許可の条件 : _____

許可番号 : 第 _____ 号 許可番号 : _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2. 発注者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもって

その変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議のうえ定めることとする。

3. 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 発注者は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類：第2条第2項のとおり

提示する時期又は回数：必要に応じ

第4条（発注者受注者の責任範囲）

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し発注者に負担させない。
3. 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最

小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2. 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 発注者は、受注者に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の報酬を支払う。
2. 発注者の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
3. 発注者の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、発注者受注者協議の上、これを改定することができる。

第10条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

受注者は、受注者情報及び最終処分情報の変更等を行う時は、本契約書別紙のとおり発注者受注者にて覚書を取り交わすこととする。

第11条（機密保持）

発注者及び受注者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 発注者及び受注者は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
2. 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
3. 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

（1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 受注者が他の業者に委託する場合には、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者になくときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（受注者及び最終処分先の現地確認）

発注者は当該廃棄物が適正に処理されていることを確認するために、受注者及び最終処分先について、原則として1回/年現地確認を実施するものとする。なお、最終処分先の現地確認について、受注者が日程等調整するものとする。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者受注者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第15条（契約期間）

本契約は、有効期間を契約締結日から令和7年3月31日までとする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者受注者は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所
所長 松本 修

受注者

産業廃棄物等収集・運搬委託基本契約書

排出事業者： 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「発注者」という。）と、
収集運搬業者： 株式会社（以下「受注者」という。）は、
発注者の事業場： 北海道PCB処理事業所 から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

[特管]

許可都道府県・政令市： 北海道 許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： 令和 年 月 日 許可の有効期限： _____

事業範囲： 許可証記載 事業範囲： _____

許可の条件： 許可証記載 許可の条件： _____

許可番号： 第 _____ 号 許可番号： _____

2.（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

発注者が、受注者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類： 汚泥（廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質）

数量： 約8,000 kg

単価（税抜）： _____ 円/回

3.（輸入廃棄物の有・無）

発注者が、受注者に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物：無

4. (運搬の最終目的地)

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を、発注者の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名：株式会社

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所：_____

許可都道府県・政令市：北海道

許可の有効期限：令和 年 月 日

事業の区分：許可証記載

産業廃棄物の種類：許可証記載

許可の条件：許可証記載

許可番号：第 号

事業場の名称：許可証記載

所在地：許可証記載

5. (積替保管)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2. 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器

貼付用ラベル」参照)。

4. 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類：第2条第2項のとおり

提示する時期又は回数：必要により

第4条 (発注者受注者の責任範囲)

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、添付の仕様書(以下「仕様書」という。)に定める作業の開始から完了まで、法令及び仕様書に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
2. 受注者が、前項の業務の過程において法令又は仕様書に違反した業務を行い、若しくは過失によって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
3. 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の責に帰す事由によるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の責に帰す事由によるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (義務の譲渡等)

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちにそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票を発注者に提出する。

第8条 (業務の一時停止)

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるも

のとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 受注者は、発注者に提出したマニフェストに相当する報酬を毎月末日締で集計し、翌月発注者に請求するものとし、発注者は、請求を受領した月の翌月末日までに支払う。
2. 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

（1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、

受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条 (談合等の不正行為に係る違約金)

本契約に関し、受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約期間全体の支払総額の10分の1に相当する金額を違約金(損害賠償額の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約が終了した後も同様とする。

- (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第14条 (その他)

その他について仕様書のとおりとする。

第15条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第16条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を契約締結日から令和7年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者受注者は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所
所長 松本 修

受注者

北海道PCB廃棄物処理施設(当初)
産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質))
処分及び収集・運搬委託業務

特記仕様書

令和6年4月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所

産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質)) 処分及び収集・運搬委託業務 特記仕様書

I 産業廃棄物処分委託

1. 件名

北海道PCB廃棄物処理施設(当初)

産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質))処分委託

2. 期間

契約締結日～令和7年3月31日

3. 産業廃棄物の排出場所

北海道室蘭市仲町14番地7

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所(当初施設)

4. 廃棄物の種類、名称

汚泥(廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質)

5. 処分委託予定数量等

総量	搬出量、回数	荷姿	排出頻度	廃棄物の性状等
約8,000kg (約8,000L)	約4,000kg/回 × 2回程度	収集運搬車両 (バキューム ダンパー車等)	スポット	添付WDS等参照 (資料1～12)

6. 特記事項

- (1) 搬出量には、廃アルカリ貯槽内より回収した廃アルカリ、汚泥類を含むものとする。
- (2) 搬出量、回数は増減することがある。

7. その他

- (1) 処分委託予定数量は見込み数量であり保証するものではない。処分委託数量に達しなかった場合においても契約単価で業務を行うこと。
- (2) 本仕様に記載のない事項については協議により決定する。

II 産業廃棄物収集・運搬委託

1. 件名

北海道PCB廃棄物処理施設(当初)
産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質))収集・運搬委託

2. 期間

契約締結日～令和7年3月31日

3. 産業廃棄物の排出場所

北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所(当初施設)

4. 廃棄物の種類、名称

汚泥(廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質)

5. 収集・運搬委託予定数量等

総量	搬出量、回数	荷姿	排出頻度	廃棄物の性状等
約8,000kg (約8,000L)	約4,000kg/回 × 2回程度	収集運搬車両 (バキューム ダンパー車等)	スポット	添付WDS等参照 (資料1～12)
搬出場所		搬入先		
北海道PCB処理事業所(当初施設) 屋外 廃アルカリ貯槽 (北海道室蘭市仲町14番地7)		産業廃棄物処分手業者		

6. 特記事項

- (1) 搬出量、回数は増減することがある。
- (2) 払出の日程は協議により決定する。
- (3) 産業廃棄物を車両に積み込む際は、収集運搬受託業者が自ら用意した積込用ホースを貯槽の払い出し口に接続し吸引、回収を行う。
- (4) 貯槽の液位が減少後、下部マンホールより底部堆積物の回収を行う。
- (5) 槽内の側壁、及び底部付近をマンホールより高圧洗浄機を用い水洗しながら回収すること。水洗用の高圧洗浄機、及び資材類は収集運搬受託業者が自ら用意すること。
- (6) 廃アルカリ貯槽内の状況により入槽しての回収作業を行うこと。入槽用の資材類は収集運搬受託業者が自ら用意すること。

7. その他

- (1) 本仕様に記載のない事項については協議により決定する。

以上

< 表面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日

令和6年4月1日

記入者 三浦 桂一

1	排出事業者	名称	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所		所属	運転管理課	
		所在地	〒050-0081 北海道室蘭市仲町14-7		担当者	三浦 桂一	TEL
						FAX	0143-22-3001
2	廃棄物の名称	汚泥(廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質)					
3	廃棄物の 組成・成分情報 (比率が高いと 思われる順に 記載)	成分	廃アルカリ、スラリー・混合油、汚泥				MSDSがある場合、CAS No.
		※廃アルカリ成分(約50%) 水分、水酸化ナトリウム、塩化ナトリウム、イソプロ ピルアルコール(IPA) ※スラリー・混合油、及び汚泥(約50%) PCB油処理後に残った泥状残渣、水分、水酸化ナトリ ウム、塩化ナトリウム、イソプロピルアルコール(IPA)、 パラフィン系炭化水素(洗浄油等)、鉱油、ビフェニル					
	□ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。					
4	廃棄物の種類 ■ 産業廃棄物 □ 特別管理 産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他()					
		※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉱さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)					
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ※1 ■ 分析表添付(資料3~7) (廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (※1) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (※1) シクロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (※1) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機リン化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (※1) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (※1) 砒素又はその化合物 (※1) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (※1) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (※1) 1,1,2-トリクロロエタン (×)					
		PRTR対象物質 届出事業所(該当(非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当)) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。					
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)					
		生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン					
		生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)					
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ※2 ■ 分析表添付(資料8) (組成)	硫黄	(×)	塩素	(※2)	臭素	(※2)
		ヨウ素	(※2)	フッ素	(※2)	炭酸	(×)
	硝酸	(×)	亜鉛	(×)	ニッケル	(×)	
	銅	(×)	アルミ	(×)	アンモニア	(×)	
	ホウ素	(×)	その他	()			

9	有害特性 (<input checked="" type="radio"/> 有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input checked="" type="checkbox"/> 引火性(汚泥油分引火点 96°C (分析表添付 資料9)) <input checked="" type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性() <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input checked="" type="checkbox"/> 急性毒性 <input checked="" type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(泥状、液状) 臭い(IPA臭) 色(茶) 比重() pH(12.7 (分析表添付 資料10)) 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分(あり)
11	品質安定性	経時変化(無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input checked="" type="checkbox"/> 車両(バキュームダンパー車等) <input type="checkbox"/> その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット) (約8,000kg (約8,000リットル))
15	特別注意事項 (<input checked="" type="radio"/> 有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 <input type="radio"/> 飲み込むと有害 <input type="radio"/> 皮膚に触れないようにする。 <input type="radio"/> 引火性の高い液体及び蒸気(IPA) <input type="radio"/> 強い眼刺激(IPA) <input type="radio"/> 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い(IPA) <input type="radio"/> 臓器(中枢神経系、全身毒性)の障害(IPA) <input type="radio"/> 呼吸器への刺激のおそれ(IPA) <input type="radio"/> 長期又は反復ばく露による臓器(血液系)の障害(IPA) <input type="radio"/> 長期又は反復ばく露による臓器(呼吸器、肝臓、脾臓)の障害のおそれ(IPA) <input type="radio"/> 強酸化剤との接触を避ける。 <input type="radio"/> 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 <input type="radio"/> 静電気放電や火花による引火を防止すること。 <input type="radio"/> 個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。 <input type="radio"/> 保護手袋、保護衣、保護面を着用すること。 <input type="radio"/> 換気の良い場所で取り扱うこと。 <input type="radio"/> 取扱い後はよく手を洗うこと。 <input type="radio"/> 環境への放出を避けること。

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供
 写真提出可能
- ・ 産業廃棄物の発生工程
 別紙資料11参照

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

分析結果報告書

M-23-0244
令和6年2月27日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 様

計量証明事業所(北海道知事登録第648号)
作業環境測定機関登録(第01-32号)
日本製鋼所M&E株式会社
試験分析センター
〒051-8505 室蘭市茶津町4番地
TEL 0143-23-1429 FAX 0143-23-1428

件名 : 汚泥の重金属類の溶出試験(No. 240122-01)

令和6年1月17日に受領しました試料の検査結果は次の通りです。

試料名	分析項目	分析結果(溶出試験)
廃アルカリ貯槽の汚泥(2024.1.17 採取)	水銀又はその化合物	< 0.0005
	カドミウム又はその化合物	< 0.009
	鉛又はその化合物	< 0.03
	六価クロム化合物	< 0.1
	ひ素又はその化合物	< 0.03
	セレン又はその化合物	< 0.03
	シアン化合物	< 0.1

単位 : mg/L
測定方法 : 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 昭和48年2月17日 環境庁告示第13号
試料採取者 : 客先 様 分析者 : 川本、西村

分析結果報告書

M-23-0248

令和6年2月27日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 様

計量証明事業所(北海道知事登録第648号)

作業環境測定機関登録(第01-32号)

日本製鋼所M&E株式会社

試験分析センター

〒051-8505 室蘭市茶津町4番地

TEL 0143-23-1429・FAX 0143-23-1428

件名 : 汚泥の重金属類の含有量試験(No. 240129-01)

令和6年1月17日に受領しました試料の検査結果は次の通りです。

試料名	分析項目	分析結果(含有量試験)
廃アルカリ貯槽の汚泥 (2024.1.17 採取)	総水銀	< 0.1
	カドミウム	< 1
	鉛	< 1
	六価クロム	< 1
	ひ素	< 1
	セレン	< 1
	シアン化合物	< 1

単位 : mg/kg
測定方法 : 底質調査方法について(平成24年8月8日 環水大水発120725002号)
試料採取者 : 客先様 分析者 : 川本、西村

分析結果報告書

M-23-0255
令和6年3月6日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 様

計量証明事業所(北海道知事登録第648号)
作業環境測定機関登録(第01-32号)
日本製鋼所M&E株式会社
試験分析センター
〒051-8505 室蘭市茶津町4番地
TEL 0143-23-1429・FAX 0143-23-1428

件名 : 汚泥のPCB・pH分析(No. 240205-01)

令和6年1月17日に受領しました試料の検査結果は次の通りです。

試料名	PCB濃度 (mg/kg)
廃アルカリ貯槽の汚泥(2024.1.17 採取)	< 0.1

測定方法 : 環境省告示第75号 別表第2(第2号関係)(平成28年7月29日)
(汚泥を分析する場合) (PCB)

試料採取者 : 客先 様

分析者 : 川本、山崎

分析結果報告書

M-23-0240
令和6年2月22日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 様

計量証明事業所(北海道知事登録第648号)
作業環境測定機関登録(第01-32号)
日本製鋼所M&E株式会社
試験分析センター
〒051-8505 室蘭市茶津町4番地
TEL 0143-23-1429・FAX 0143-23-1428

件名 : 汚泥油分のPCB・引火点測定(No. 240117-02)

令和6年1月17日に受領しました試料の検査結果は次の通りです。

試料名	PCB濃度 (mg/kg)
廃アルカリ貯槽の汚泥油分(2024.1.17 採取)	< 0.1
測定方法 : 低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版) 試料採取者 : 客先 様	

分析結果報告書

M-23-0242

令和6年2月22日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 様

計量証明事業所(北海道知事登録第648号)

作業環境測定機関登録(第01-32号)

日本製鋼所M&E株式会社

試験分析センター

〒051-8505 室蘭市茶津町4番地

TEL 0143-23-1429・FAX 0143-23-1428

件名 : 廃アルカリのPCB濃度分析(No. 240117-03)

令和6年1月17日に受領しました試料の検査結果は次の通りです。

試料名	PCB濃度 (mg/L)
廃アルカリ貯槽の廃アルカリ(2024.1.17 採取)	< 0.003

測定方法 : 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法
平成4年7月3日 厚生省告示192号

試料採取者 : 客先 様

発行番号: MKC-45118

発行年月日: 2024年2月8日

受注番号: 52400848

測定分析結果報告書

ご報告先: 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所

殿

分析結果を以下のとおり報告致します。

件名: 汚泥の硫黄・ハロゲン分析

株式会社 島津テクノリサーチ
〒604-8436 京都市中京区西ノ京下合町1番地
Phone (075)811-3183
Fax (075)821-7837

ご依頼者及び住所: 日本製鋼所M&E株式会社
北海道室蘭市茶津町4

試料採取者及び住所: ご依頼者

試料受領日: 2024年1月26日

測定対象施設:

承認	確認	作成
		

【分析の結果】

分析の対象	試料名	廃アルカリ貯槽の汚泥	分析の方法			
	採取区分	試料受領				
	採取日 単位	2024年1月17日				
硫黄	%	0.1 未満	-----	-----	-----	イオンクロマトグラフ法
フッ素	%	0.1 未満	-----	-----	-----	イオンクロマトグラフ法
塩素	%	0.2	-----	-----	-----	イオンクロマトグラフ法
臭素	%	0.1 未満	-----	-----	-----	イオンクロマトグラフ法
ヨウ素	%	0.1 未満	-----	-----	-----	ICP発光分光分析法
			-----	-----	-----	
			-----	-----	-----	
			-----	-----	-----	
			-----	-----	-----	
			-----	-----	-----	
			-----	-----	-----	
			-----	-----	-----	
			-----	-----	-----	
			-----	-----	-----	
			-----	-----	-----	

サンプリング記録

時刻	-	-----	-----	-----	-----
天候	-	-----	-----	-----	-----
水温	℃	-----	-----	-----	-----
気温	℃	-----	-----	-----	-----

備考 分析工程は下記の事業者へ委託。
ミヤマ株式会社 長野県長野市稲里一丁目5番地3
分析値: 実試料ベース

発行番号： MKC-45213

発行年月日： 2024年2月15日

受注番号： 52400850

測定分析結果報告書

ご報告先： 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 殿

分析結果を以下のとおり報告致します。

件名： 汚泥油分の引火点測定

株式会社 島津テクノリサーチ
〒604-8436 京都市中京区西ノ京下合町1番地
Phone (075) 821-3183
Fax (075) 821-7837

ご依頼者及び住所： 日本製鋼所M&E株式会社
北海道室蘭市茶津町4

試料採取者及び住所： ご依頼者

試料受領日： 2024年1月26日

測定対象施設： _____

承認	確認	作成

【分析の結果】

分析の対象	試料名	廃アルカリ貯槽の 汚泥油分					分析の方法
	採取区分	試料受領					
	単位 採取日	2024年1月17日					
引火点	℃	96	-----	-----	-----	-----	JIS K 2265-4

サンプリング記録						
時刻	-	-----	-----	-----	-----	-----
天候	-	-----	-----	-----	-----	-----
水温	℃	-----	-----	-----	-----	-----
気温	℃	-----	-----	-----	-----	-----

備考： 分析工程は下記の事業者にて委託。
株式会社アサヒテクノリサーチ 広島県大竹市晴海2-10-22
分析値： 実試料ベース

分析結果報告書

M-23-0255-2
令和6年3月6日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 様

計量証明事業所(北海道知事登録第648号)
作業環境測定機関登録(第01-32号)
日本製鋼所M&E株式会社
試験分析センター
〒051-8505 室蘭市茶津町4番地
TEL 0143-23-1429・FAX 0143-23-1428

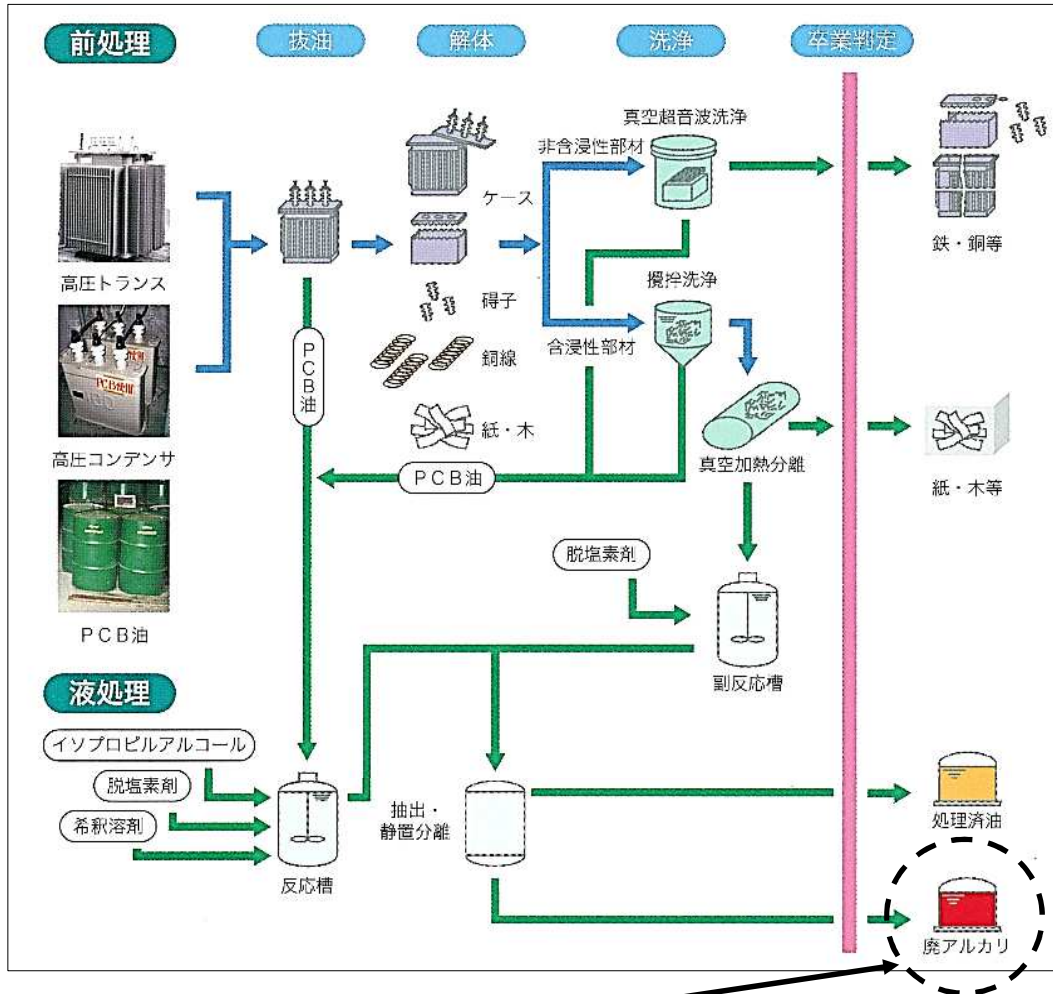
件名 : 汚泥のPCB・pH分析(No. 240205-01)

令和6年1月17日に受領しました試料の検査結果は次の通りです。

試料名	pH (-)
廃アルカリ貯槽の汚泥(2024.1.17 採取)	12.7
測定方法 : ガラス電極法 試料採取者 : 客先 様 分析者 : 川本	

廃棄物発生工程

北海道PCB処理事業所(当初施設)のPCB廃棄物の処理の流れ



廃棄物内容

廃アルカリ貯槽内に堆積したエマルジョン状物質。
PCB処理の残渣等が堆積したもの。
約8,000Lを抜き出して処分したい。

廃アルカリ貯槽 (容量60,000L)屋外構内道路沿いにあり



廃アルカリ貯槽内回収作業

1. 廃アルカリ、汚泥等は払い出し口にホースを接続し車両側の吸引により回収を行う。
2. 底部付近まで回収後、下部マンホールより底部堆積物の回収を行う。
3. 槽内の側壁、及び底部付近をマンホールより高圧洗浄機を用い水洗しながら回収を行う。
4. 廃アルカリ貯槽内の状況により入槽して回収作業を行う。



廃アルカリ貯槽
(容量60,000L)
屋外構内道路沿いにあり。
FRP製
高さ 約7m



払い出し口
65Aカップラ
(株)工技研究所 SOP-655-T



※積込用ホース、金具類、水洗用の高圧洗浄機、入槽用及び清掃用資材類は
収集運搬委託業者が自ら用意すること。

※負圧、酸欠対応として槽上のマンホール(450A)を開放する。

※マンホール(450A)の開閉は施設側作業員が行う。

競争参加資格確認申請書

令和6年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道 PCB 処理事業所 所長
松本 修 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和6年4月25日付けで公告のありました『北海道PCB廃棄物処理施設(当初) 産業廃棄物(汚泥(廃アルカリ貯槽内エマルジョン状物質))処分及び収集・運搬委託業務』に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札説明書4の競争参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 全省庁統一資格（令和4・5・6年度）審査結果通知書の写し
2. ゼロエミが行えない場合に、最終処分を委託する場合、委託先の産業廃棄物処分業者の処分許可証の写し

以上